

令和8年度 第1回 八千代市子ども・子育て会議 会議録

- 1 日時：令和8年7月3日（金）午後2時00分～午後2時55分
- 2 場所：市役所 別館2階 第1・2会議室
- 3 議題：（1）委員の紹介
（2）八千代市子ども計画実績報告書【令和8年度版】について
（3）保育提供体制の確保のための実施計画について
（4）その他

4 出席者氏名

【委員（順不同・敬称略）】

別府	さおり	委員（会長）
大越	紀明	委員（副会長）
天正	祐二	委員
藤澤	彩	委員
梅澤	麻衣	委員
河島	和城	委員
朝比奈	朋子	委員
大西	明実	委員
安藤	浩子	委員
長谷川	浩一	委員
本橋	尚美	委員

【事務局（組織順）】

齋田	忠徳	子ども部 参事（子育て支援課長兼務）
岩田	隼人	子育て支援課 副主幹
枝川	篤	子育て支援課 主査
一色	政輝	子育て支援課 主査
小川	美香	子育て支援課 主査補
福田	圭介	子育て支援課 主査補
白井	啓介	子ども保育課 課長
長谷川	千穂	子ども保育課 副主幹
下野	広樹	子ども保育課 副主幹
小川	春香	子ども保育課 主査
和久	央恵	子ども福祉課 課長
渡部	大介	子ども福祉課 副主幹
立石	貴紀	子ども家庭相談課 課長
関口	直紀	子ども家庭相談課 副主幹
石橋	さなえ	子ども家庭相談課 主査
本岡	健	母子保健課 課長
松枝	恩	母子保健課 主査

5 公開または非公開の別 公開

6 傍聴者/定員 1名/5名

7 会議録

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第1回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、子育て支援課の岩田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の説明をさせていただきます。

本日の会議は、公開で行います。また、会議録作成のため、録音させていただくことをご了承ください。

なお、発言の際には、お手元のマイクのボタンを押して、赤いランプが点灯後にお話いただけますようお願いいたします。

次に、傍聴人にお知らせいたします。配付資料につきましては、会議終了後に回収させていただきます。配付資料の交付を希望される場合は、会議終了後、事務局までお声掛けください。

続きまして、本日の欠席委員をご連絡いたします。田中委員、土屋委員、平山委員、田辺委員は、所用により欠席しております。また、大西委員は遅れての出席となります。また、本会議の事務局担当課である子育て支援課長が、今年度4月1日付の人事異動により新たに着任いたしましたので、一言ご挨拶申し上げます。

【事務局】

子ども部参事兼子育て支援課長の齋田でございます。平素より会議の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。これまで築いていただきました運営体制を大切にしつつ、皆様がより参加しやすく、活発な議論が行えるよう微力ながら努めてまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは、規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、別府会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

はい。それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の現時点での出席者数は9人でございます。会議の定足数に達しておりますことをご報告いたします。委員の皆様には、会議の進行にあたりまして、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。それでは、次第にそって進めてさせていただきます。次第の1、委員の紹介です。事務局お願いします。

【事務局】

はい。委員2名に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。東京家政大学からご推薦いただいている大西明実委員です。会の最後にご挨拶をいただく予定としております。次に八千代市校長会からご推薦いただいている本橋尚美委員です。

【本橋委員】

皆様こんにちは。今年度より委員となりました八千代市立南高津小学校校長の本橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございます。それでは、次に次第の2、「八千代市こども計画実績報告書【令和8年度版】について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

私からご説明いたします。恐れ入りますが、着座での説明とさせていただきます。次第2では、新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、次第2の説明に入る前に「子ども・子育て会議」と、「こども計画」について簡単にご説明いたします。

それでは、はじめに、この「子ども・子育て会議」について、説明いたします。本会議は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることに伴い、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するために、平成25年9月に「八千代市子ども・子育て会議条例」を制定し、この条例に基づき設置された合議制の機関となります。

会議の役割としては、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理することが役割となり「特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を定めるための意見を述べること。」「子ども・子育て支援事業計画の策定や変更についての意見を述べること。」「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること。」がございます。

次に、「八千代市こども計画」について、ご説明いたします。本市では、子育てを地域全体で支援していくことを目指し、待機児童の解消、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域におけるこども・子育て支援の充実を図ることとして、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進してまいりました。

国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、最優先で取り組むべき重要事項の一つとなっております。

また、こども基本法において、市町村は、こども大綱等を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされました。こうした中、国や千葉県の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、複雑化・多様化している課題に対し、あらゆる分野から横断的にこども・若者施策を推進し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の円滑な実施や、市民にとっての理解しやすいの向上を図る観点より関連する計画として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した一体的な計画として令和7年度を始期とする「八千代市こども計画」を令和6年度末に新たに策定いたしました。よって、各年度において、こども計画に基づく、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む、施策の実施状況やこれに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することを、この子ども・子育て会議の役割としてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力お願い致します。

また、ここで八千代市こども計画に位置づけのある事業担当課に組織改正による変更がございましたので、そちらのご説明をいたします。令和6年4月1日施行の児童福祉法改正において、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとされた為、子ども家庭総合支援拠点である子ども福祉課（子ども相談センター）と子育て世代包括支援センターである（母子保健課）の機能は維持した上で、それぞれの業務において「こども家庭センター」の運營業務を規定し、

令和8年度より「子ども相談センター」を「子ども家庭相談課」といたしました。つきましては、「八千代市こども計画」においても令和8年度以降は「子ども福祉課（子ども相談センター）」との記載は全て「子ども家庭相談課」と読み替えとなりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。今回の令和8年度版実績報告書については、令和7年度の内容となりますので、読み替えはございません。以上、「子ども・子育て会議」、「こども計画」についての、説明をさせていただきました。それでは、「次第2 八千代市こども計画実績報告書【令和8年度版】について」の説明をさせていただきます。実績報告書をご覧ください。こちらの実績報告書は、八千代市こども計画の令和8年度版の実績報告となり、計画に基づき、「令和7年度に実施した事業内容等」について、各事業の担当課が評価したものを取りまとめたものとなります。本議題に際し、事前に実績報告書を送付し、内容等をご確認いただき、ご意見等に対する回答書を資料として事前にメールにて送付し、また本日もお手元に配布をさせていただいておりますので、そちらも併せてご確認ください。本日は主に1ページ「令和7年度の実績概要」について、ご説明させていただきます。それでは1ページ、(2)「具体的な施策の達成状況」をご覧ください。計画に位置づけのある事業は全126事業となりますが、各担当課にて評価を行いましたので、評価数としては全部で151となっております。その内、「A：達成」と評価した事業が90、全体に占める割合は59.6%、次に、「B：達成できなかった部分があるが、達成できた部分の方が多い」と評価した事業が53、全体に占める割合は35.1%、次に、「C：達成できた部分があるが、達成できなかった部分の方が多い」と評価した事業が5、全体に占める割合は3.3%、次に、「D：未実施」と評価した事業が3、全体に占める割合は2.0%、「E：休止・廃止」と評価した事業は0となりました。個別評価の実施状況につきましては「D」と評価のある2つの事業について簡単にご説明いたします。それでは、25ページをご覧ください。事業No. 97、事業名「親子関係形成支援事業」でございます。子ども福祉課（子ども相談センター）と母子保健課が所管し、それぞれ評価を行っており、それぞれ「D」と評価を行っており、「親子関係形成支援事業」は42ページにも記載のある事業となり、42ページでの評価としては、本事業の令和7年度の「確保方策」を「0」としていることから「目標事業量の設定なし」ということで「―（横棒）」との評価となっており、25ページでの評価としても本事業としての実施は「未実施」であるため「D」という評価となりました。続いて、30ページをご覧ください。事業No. 124、事業名「やちよ防犯情報メールの配信」でございます。危機管理課と指導課（青少年センター）が所管し、評価を行っており、危機管理課の評価としては「関係機関等からの情報配信依頼がなく、配信の実績がなかったため未実施」となり「D」となりましたが、指導課（青少年センター）において、「24件の不審者情報に関して配信を行い青少年の安全確保等を行ったため」「A」との評価となりました。以上、「D」と評価のあった事業についての説明となります。また、各基本目標の総合評価については、「十分な成果が得られなかった。」の「△」となった総合評価はなく、「基本目標4」で「十分な成果が得られた。」の「◎」となり、全体を集計した【各課評価の集計】について総合評価に当てはめると「○」となり、令和7年度の全体評価として「おおむね成果がえられた」との結果となりました。以上で次第2 八千代市こども計画実績報告書【令和8年度版】についての説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。それでは、この後の会議の進行についてですが、委員の中で話し合い、その結果を市に提案する形で進行したいと思います。事務局への質問は、意見を述べる上で必要となる事項を確認する場合をお願いいたします。

それでは、ただいま事務局から説明がありました事項について、ご意見または事務局への確認がございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。はい、大越委員お願いいたします。

【大越委員】

保育協議会の太越でございます。意見の事前提出ということで、長文のご意見を出させていただいたのは私でございます、私が思ってる以上に丁寧なご回答いただいたことに感謝しております。

特に発達に課題のあるお子様の対応につきまして、今年度、当園ではだいぶお子様の保護者の需要受容と言うんでしょうかね？お子さんの発達についての理解を深めていただくということについて、多くの時間を要するということがありまして、だいぶ保育士にも負荷がかかったということがございました。

他方姉妹園の方では 4 歳児 のクラスに入った時点である程度の検診の機会があり、そこである程度、行政として、またプロのお医者さんの目で発達上の課題が整理され、その上で保護者の申請は必要であるとは言っても、その後、必要に応じて詳しい検査や相談につながり、就学に向けて関係機関や園や保護者みんなと同じ方向を向いてというような課題がありながらもそういったルールが出来上がっているところを、この一年みてまいりました。そんな関係でちょっと長文でしたけれども、ご意見をさせていただいたという経緯でございます。

ことばと発達の相談室の先生方には非常にお世話になりまして、その中でそこに結びつけられなかったお子様、世帯ですよね。その方々の今後について、やはり、1 年悩んだ時期がございましたので、このような前向きな回答をいただけたことにほっとしております。噂では 5 歳児検診の検討をされているというお話を聞いておりますので、是非そちらを前向きに進めていただければという風に思っているということで、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいまの話につきましては、意見への回答書の中にも記載されていることとなります。それでは今のご発言について、何かその他の委員の皆様からご質問ですとか、追加等ございましたらお願いいたします。

特にないようで、事業の達成度、それから実施内容に照らして適切に評価されていると思われしますので、各事業評価どおりとしてよろしいでしょうか。

(了承)

はい、ではご承認いただいたということで、ありがとうございます。

それでは、次第の 3、「保育等提供体制の確保のための実施計画について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、子ども保育課の下野と申します。よろしくお願いします。恐れ入りますが、着座にての説明とさせていただきます。それではお手元の資料にございます。保育提供体制の確保のための実施計画についてご覧ください。

本実施計画は少子化の進展や共働き家庭の増加など自治体が抱える保育施策に関する課題について、保育の事情と保育を供給する体制の見える化を図り、将来にわたって必要な保育サービスを安定的に提供するために策定する計画となります。保育サービスを安定的に提供するためには、国からの財政支援が不可欠です。本計画は国からの補助金の交付や補助率の嵩上げを受けるにあたり、事業の必要性を国が審

査するためのものです。令和8年度からこの実施計画が保育ニーズや地域の実情に即しているか、様々な立場の方からのご意見をいただくため、子ども・子育て会議の承認を得ることが、国の採択を受ける上で条件となりました。以上の理由から、今回、本会議にお諮りするものでございます。

それでは、財政支援までの流れについてご説明いたします。国に提出する計画はお手元の資料の別添としてお渡ししたものになります。

この計画を子ども・子育て会議で、審議し、承認の上、県を通じ国に提出いたします。国の審査を経て採択されますと財政支援を受けることが可能となります。なお、今回は国の採択の後に本会議での承認という流れで進めさせていただいております。理由といたしましては、令和8年度当初から本実施計画の事業を実施するためには子ども・子育て会議での承認を得て、本実施計画を県に提出することが必要とされておりますが、会議日程等の事情により事前承認が困難でございました。国の通知では、このような場合は事後の承認となっても問題ないということとされておりますので、国の採択後に承認をお諮りするという形になりました。

では、次に採択の種類についてご説明いたします。本市が採択を受けた施策は、待機児童対策、地域課題に応じた対策、こども誰でも通園制度の3つになります。

まず初めに待機児童対策についてご説明いたします。国が採択するための条件としまして、令和8年4月1日時点での国の基準に基づく待機児童数10人以上が見込めることが求められております。

ただし、10人未満の場合でも財政支援を受ける前々年度、または前年度の4月1日時点の待機児童数が5人以上である場合は採択可能となっております。本市の国基準待機児童数は資料3ページ下の表にあります一番下に人数が記載されています。待機児童数令和8年4月1日時点では9人でしたので10以上とする条件を満たしていませんが、前年度令和7年4月1日時点は16人、前々年度令和6年度14人でございました。待機児童数が解消されてないことは好ましいことではございませんが、採択を受けるための条件は満たしているということになります。資料の1ページに戻っていただいて1番下、具体的な財政支援の内容といたしましては、既存施設の増改築による定員増を行う保育所整備事業として、国からの補助率を、 $\frac{1}{2}$ から $\frac{2}{3}$ に嵩上げすることが可能となります。

次に資料2ページの地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策として実施する4つの事業についてご説明いたします。アルファベットのDから始まっているのは、国の財政支援のメニューの項目に合わせているものでございます。まず最初にご説明するのは保育士宿舍借上げ支援事業です。この事業は保育士の人材確保と定着を目的として、事業者が保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を補助することで保育士の経済的負担を軽減するものです。

次に広域的保育所等利用事業として実施される送迎保育ステーションの運営委託事業です。この事業は小規模保育事業所を卒園した児童が遠方に位置する幼稚園などを、両親の就労時間を小規模事業所在園時から維持したまま利用できるようにするため、始めたもので、令和6年4月から送迎保育ステーションを市内2箇所で開催し、現在38名の児童が利用しています。運営開始後、3年目を迎え、小規模保育事業所を卒園する進路選択として定着しているため、今後も継続していきたいと考えております。

次に利用者支援事業の基本型として、子ども支援センターすてっぷ21等の運営にかかる費用の補助です。子どもや妊婦、子育て家庭からの困りごとの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うことに加え、関係機関との連絡、調整等を実施しています。相談支援の機会を充実させていきたいと考えております。

次に利用者支援事業特定型として保育コンシェルジュ事業についてご説明いたします。この制度は幼

稚園や保育所，地域子育て支援事業から子育て家庭が必要な支援を選択できるよう情報提供や申請のサポートなどを行う相談員です。子ども保育課に配置し，最適な保育サービスを提案，案内できる体制を整えています。

次のこども誰でも通園制度の内容については，保育等提供体制の実施計画の説明後に，ご説明いたします。

それでは資料の3ページ。国の採択を受けた保育需要と提供体制の実施計画についてご説明いたします。

待機児童対策に関する実施計画は資料の表に示されてるとおり，就学前の児童数，申し込み者数，利用者数，待機児童数の実績及び見込みが記載されています。まず表の令和7年度について見ていきますと令和7年4月1日時点の就学前児童の総数は9,107人，このうち保育を希望する申し込み者申込者が3,967人でした。これに対する利用定員数は3,883人となっており，最終的な国の基準による待機児童数は16人となりました。国基準の算出には，幼稚園利用者や育児休業延長許容者，特定園希望者などが除外されています。

次に，令和8年度の実績についてご説明いたします。令和7年度に小規模保育事業所2か所の新設，民間保育施設の定員増などにより，利用定員数は4,000人まで拡大いたしましたが，申し込み者数が4,102人であったため，待機児童の解消には至りませんでした。国基準の待機児童数は育児休業延長許容者や特定園希望者が増加したことにより9人となりました。

では，令和9年度から令和11年度までの見込み，計画数をご説明いたします。申し込み者数の見込み人数は，過去3年の平均申し込み率を想定した就学前児童数に乗じて算出しております。利用児童数につきましては，令和8年度以降の保育所等の整備予定を踏まえた計画数を見込んでおります。令和9年度の利用定員拡大の計画といたしましては，緑が丘地区に40人定員の民間保育園の開園を予定のほか，公立保育園における定員拡大により，計70人の利用定員数の拡大を本事業計画で盛り込んでおります。

また，本計画の利用定員数には計上しておりませんが，保育所整備事業の補助金を活用した増改築による定員増やマンション需要を想定した自主整備による保育所の新規整備なども予定しております。

最後に，こども誰でも通園制度の財政支援内容と利用需要と提供体制に係る実施事業についてご説明いたします。資料2ページをご覧ください。下の(3)に財政支援の内容が記載されておりますが，こども誰でも通園制度は，保護者の就労状況に関わらず，生後6ヶ月から満3歳未満で保育所等に通っていない，子どもを対象とした新しい制度で，月一定時間まで保育施設に預けることが可能となっています。本制度は令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として，全国の自治体において実施されております。本市におきましては，4月1日より公立の睦北保育園で開所し，4月20日からたんぽぽ幼稚園内たんぽぽすくすくくらぶで開所しております。また，6月1日より公立の八千代台南保育園で開所し，受け入れを開始しています。令和8年度の補助金につきましては，既存施設を改修して事業実施するため，八千代台南保育園のトイレ改修工事やロッカーなどの部品購入にかかる経費に対する，補助の嵩上げを受けるための実施計画を盛り込みました。

次に利用需要と提供体制の実施計画についてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制につきましては，本年3月に意見聴取させていただきました，八千代市こども計画による量の見込みを反映しており，本事業計画における利用者ニーズとして，必要定員数を確保いたしました。令和8年度は4月1日時点で受け入れを実施していたのが，

公立の睦北保育園 1 箇所のみでありましたので、1 施設分の整備量となりましたが、4 月 20 日から民間のたんぽぽ幼稚園、6 月 1 日から公立の八千代台南保育園で開所いたしましたので、令和 9 年度以降の整備量は 3 施設分の定員数となっております。なお、利用者ニーズにつきまして、本計画がこども誰でも通園制度の利用開始前に策定されたものでありますので、今後利用実績を踏まえながら利用者ニーズ及び必要定員数の見直しを行っていく予定です。

以上、本日承認をお願いする保育提供体制確保のための実施計画についてのご説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま、事務局から説明があった「保育等提供体制の確保のための実施計画について」、ご意見または事務局への確認がございましたら挙手をお願いいたします。
よろしいでしょうか？はい、藤澤委員お願いします。

【藤澤委員】

認定こども園の藤澤と申します。

誰でも通園制度は、今年からはじまっているかと思うんですけども、利用状況だとか、そういうのはいかがなものでしょうか？これはホームページ等から予約ができたり、保護者の利用のしやすさだとか、あるいは広報の仕方だとか、どのような状況なのか、今の時点での状況を教えていただけたらと思います。

【会長】

事務局からお願いいたします。

【事務局】

子ども保育課の長谷川と申します。お願いいたします。まず、利用状況でございますが、現在、睦北保育園と八千代台南保育園の 2 園が公立保育園になりますが、0 歳児、1 歳児、2 歳児各 3 人の定員で運営しております。睦北保育園の利用人数ですが、5 月末時点での数字になりまして利用人数が 13 人、利用回数 57 回、合計利用時間が 127 時間となります。たんぽぽすくすくくらぶは 1 歳児と 2 歳児が、各 6 名ずつの 12 人定員でございますが、こちらの 5 月 31 日時点の実績につきましては、利用人数が 13 人、利用回数 28 回、合計利用時間 81 時間となっております。八千代台南保育園の方は 6 月 1 日から実施しておりますが、現時点でまだ集計が整っておりません。申し訳ございません。

市民への周知についてでございますけれども、最初に広報やちよ 2 月 15 日号で掲載させていただきました。その他市情報メール、公式 LINE にて周知をいたしました。また広報やちよ 3 月 15 日号においても利用の流れを掲載しております。市ホームページにも利用の案内をさせていただいておりまして、利用の流れは、国のシステムにアクセスして、お住まいの地域に認定申請をするところから始まります。市から認定を受けた方は、そのシステムを通じて自分のお好きな園に通うことができるようになります。以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。

では、今の説明に関連して、あるいは他のことでも結構ですけども、何かご意見等ございますでしょうか？

(無言)

すいません。ちょっと私からも1点お伺いしたいのが、今の誰でも通園制度の状況に関してなんですけれども、やはり現場の先生方のご負担が心配されるという意見が以前の会議でも出ておりましたけれども、何かそういったことについては、今、市の方で把握されていることとかございますでしょうか？

【事務局】

はい、当初やはり現場の先生方はだいぶ心配されていました。というのも、0歳児1歳児2歳児の初めてのお子さんがたくさんいらっしゃるということなので、現場では混乱するのではないかと感じておりましたが、現時点ではございますが、利用が定員満員になることが、まだない状況ですので、混乱は生じていない状況です。

【会長】

分かりました。ありがとうございます。

藤澤委員をお願いします。

【藤澤委員】

すいません。人数が13名で28回の利用で81時間っていう数字的には出てるんですけど、実際にこう登録している人って何人ぐらいなのかなっていうのと、やっぱり一時預かりみたいな思いで利用されてる方もいらっしゃるのかな？っていう気はするんですが、私たち現場の方ではやっぱり一時預かりとこの誰通って非常に近いものがあるって、利用される方の意識だとか説明だとかうまくいくのかなっていうのと、あと例えばこれで採算が合うのかなっていうのが現場としてはありまして、これから誰通を国の方では広げていくつもりもあるし、私たちも必要性を感じてるんですけども、あの実際に保育者の確保だとか、あるいは普通の保育利用の方たちでいっぱいいっぱいな状況で、毎月少しずつ子供を受け入れたりもしてるんですけども、この誰通を拡充のためにはやっぱりある程度のメリットって言ったらかしいですけど、少なくとも採算が合うような、おそらくこれ人数によって単価がかけられて、利用料で収入があるんだと思うんですけど、これ非常に本来公立さんはともかくとして私立ではちょっとその中の経費の中でやりくりしなきゃならないので、おそらく持ち出しの部分が多いのかなと思うんですけども、実際のところまだ始まったばかりなんですけど、やはり、経営的に採算が合うのかっていうところを、やはり1番懸念をしてるので、単価を上げたとしても非常にこの人数で、この利用時間だと、たんぽぽさんのところは色々厳しいのではないのかなっていう懸念の材料があるので、その辺わかったら教えてほしいのと、登録者、実際の登録人数、どの程度市内の方がご利用されてるのかわかったり、経費的にどのくらい、例えばたんぽぽさんのこの13名の81時間でどの程度の収入が見込まれるのかなとそのあたりを教えていただけると助かります。

【事務局】

はい。この13名というのが、延べ人数ではなく、実際に利用した登録人数となっております。回数の方で言うと先ほどの28回ということになります。国が示す1人1時間あたりの補助につきましては0歳児が1時間あたり1,700円、1・2歳児が1時間あたり1,400円となっております。たんぽぽすくすくくらぶさんの場合は利用合計時間が81時間となっておりますので、時間かける単価として1月当たり11万3,400円となります。

【藤澤委員】

仮に1,400円×81時間として、1月あたり11万3,400円となります。この国の単価って、今保育士の時給

にも足りないぐらいかなって。もう常勤職員だったらとても雇えない状況なので。例えば八千代市の方での上乗せみたいのは今のところはないですかね。あと、もう1つは保護者負担のお金はどのように計上されますか。

【事務局】

まず市の上乗せというのは今のところございません。保護者が負担する利用料というのがございまして、それは1時間300円を標準として各園で定めていただくようになっているのですが、これは市の収入ではなくて各園の収入となります。

【藤澤委員】

施設によって上限とかそういうのはあるんですか？

【事務局】

今のところ上限というのは国からも示されておられません。

【藤澤委員】

公立園の方では特に上乗せをせず、300円でやってらっしゃるんですかね。

【事務局】

市の方は300円としていて標準額で実施しております。

たんぽぽさんなんですけれども、利用料は0円でされていらっしゃいます。

【会長】

はい、ありがとうございます。それではその他に何かございますでしょうか？

はい、安藤委員お願いいたします。

【安藤委員】

民生委員児童委員協議会連合会の安藤です。私たち民生委員として、お母さんたちの相談ごととかをお話する機会もあるんですけど、こども誰でも通園制度で利用された保護者の方や、お子さんの様子っていうのはどんな感じだったのか教えていただけたらと思います。ご相談があったらご紹介もできるのかなと思うので、教えていただけたら助かります。

【事務局】

はい、普段保育園や幼稚園に通っていないお子さんを対象に誰でも通園制度は行っておりますので、そういう意味では集団生活に慣れたり、他の大人の方と触れ合ったり、そういう社会的な場として有意義に過ごしていただいている感想は伺っております。あとはお困り事とか普段相談できないお母さん方も専門の保育士に会うことで、お話する機会もでき、相談される方も中にはいらっしゃるということを実施園から伺っております。

【会長】

はい、ありがとうございます。それでは始まったばかりということで、また今後色々出てくるかもしれませんが、また会議の機会等でご報告いただければありがたいなと思います。それでは他にないようでしたら、ご説明いただいた実施計画については承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

はい、ありがとうございます。それでは最後に次第の4その他になります。次第1の紹介でもありまし

たが、本日初めてのご出席になります大西委員より一言ご挨拶をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【大西委員】

すいません。遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。前年度まで、東京家政大学の柿沼委員が出席していたかなと思いますが、後任を拝命いたしまして、今年度よりこちらの委員とさせていただきます、東京家政大学保育の大西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございました。それでは事務局から連絡事項等をお願いいたします。

【事務局】

はい、子育て支援課の小川と申します。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。次第4 その他 報告事項として、本日、当日資料としてお手元に配付させていただいております、資料「こども性暴力防止法」について、本市の対応状況等をご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。こちらは、現在、本市ホームページに掲載しているページの写しとなっております。令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」いわゆる「こども性暴力防止法」が成立し、本年12月25日に施行されます。この「こども性暴力防止法」に基づき、学校や保育所、学習塾等、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、こどもに対する性暴力を防ぐための取組が求められることから、市ホームページに事業者や利用者である市民の皆様様に周知を図る目的として掲載しております。

また、こども性暴力防止法施行規則の公布による国基準の一部が改正されたことを受け、昨日閉会いたしました令和8年第2回八千代市議会定例会において、『乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園制度』及び『家庭的保育事業所等』の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正いたしました。

改正内容につきましては、「こども性暴力防止法」第2条第2項に規定された児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、こども誰でも通園制度や家庭的保育事業等を利用している利用乳幼児を適切に保護するため、従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置を講じなければならない旨を新たに追加いたしました。性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、こどもの人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であることから、引続き、市ホームページを通じて、「こども性暴力防止法」の周知・啓発を図ってまいります。以上が議題4その他報告事項のうち、「こども性暴力防止法」についての、ご報告となります。

【会長】

ありがとうございました。最後に事務局から何かございますか。

【事務局】

はい、それでは次回の会議についてですが、2月後半から3前半月頃の開催を検討しております。日程につきましては、後日、改めて調整させていただきます。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。次の会議は2月後半から3前半月頃の予定とのことです。それでは以上で、本日の会議を終了させていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(了)